

はじめに

会派くらよしの藤井隆弘です。よろしく申し上げます。6月議会で、校舎内の移動が難しい子ども・教職員がいる学校への優先的・早急なエレベーター設置を要望したところ、今議会で該当学校（上北条小学校）のエレベーター設置基本設計が予算計上されています。お礼を申し上げるとともに、1日も早い設置を望みます。

1 教育の働き方改革と教育活動について

(1) 教職員の働き方改革と教育活動についてです。

7月6日の日本海新聞の見出しに「中部小学校水泳大会倉吉市不参加、児童ら落胆」「背景に教員の働き方改革」・・・とあります。

教員の働き方改革について平成30年12月議会の一般質問に対する答弁で教育長は、「令和元年度に向けて、小学校の陸上・水泳大会のあり方、日程について関係の教育団体と調整を行っていきたい」とのことでした。はじめに、3点お聞きします。

問い①(藤井)

長時間勤務の実態と原因について。

①（平成29年度9月時間外勤務は小学校で55時間54分、中学校で77時間19分でした）令和元年から令和3年まで3年間の時間外勤務の状況を教えてください。

②市内学校における十年前との比較して、児童・生徒数と学級数（総数、通常、特別支援）、教職員数（総数、正規・非正規）を教えてください。

③（学習指導要領など）教育活動の内容は、以前とどのように変わっているのですか。

教育長答弁

①1ヶ月80時間以上、小学校では平成29年25人、令和1年1人、令和2年0人、令和3年2人です。中学校では平成29年46人、令和1年9人、令和2年3人、令和3年5人です。

小学校の平均は、平成29年55.9時間、令和1年37.25時

間、令和2年33.28時間、令和3年22.90時間です。中学校の平均は、平成29年77.32時間、令和1年42.25時間、令和2年39.53時間、令和3年26.0時間です。

働き方改革の意識もあり、少しずつ減少しています。

②平成24年度と令和4年度の比較。

児童・生徒数 小学校2535⇒2291で244人減、中学校1318⇒1152で164人減。学級数は小学校は全体で150⇒144で6学級減、そのうち通常学級119⇒103で16学級減、特別支援学級は31⇒41で10学級増となっています。中学校は58⇒64で6学級増。そのうち通常学級47⇒41で6学級減、特別支援学級は11⇒23で12学級増となっています。

児童・生徒数は減少、通常学級は減で特別支援学級は増加しています。それに伴って特別支援学級の数が増えています。

教職員について。教諭・常勤の講師(フルタイム)は平成24年301人、令和4年291人で10人の減。非常勤講師は平成24年25人で令和4年は48人で23人の増です。フルタイムは減っていますが非常勤が増えています。

③学習指導要領改訂のポイント(省略)

学習指導要領の改訂に伴い、小学校外国語活動、プログラミングなど情報教育～GIGAスクール等が入ってきた。一部学年で授業数が増加している。学校行事の見直し、業務の見直し、教職員の負担軽減が求められ、教職員の働き方改革に努めている。

藤井

子どもの数が減り、教職員の数は増えています。時間外勤務も以前より減っています。しかし、「先生達は、朝学校に来てから帰るまで余裕がない。職員室に人がいない。」というのが学校訪問した時の実感です。

根本的解決策としては、(1)教職員定数の見直し(2)制度の改善～時間外勤務をしても4時間分の手当しかつかない何十年前の実態を反映した制度～市だけでは無理で国への要望をして欲しい。

現状でできること(3)教育活動の見直し=教職員働き方改革

問い②(藤井)

市の教職員働き方改革推進について 2点お伺いします。

①新聞報道には、「倉吉市安全衛生推進協議会」で中部小学校水泳大会不参加を正式に決めたとのこと。「倉吉市安全衛生推進協議会」に関わって説明を加えてください。

②6月28日市のホームページに「倉吉市小中学校教職員の働き方改革の推進」の記事がアップされました。目的と取組についてポイントを絞って説明してください。

教育長答弁

①倉吉市安全衛生推進協議会について。平成30年設置、教育委員会と学校管理職の代表が年間3～4回協議、業務改善について話合ってきた。令和1年、市内教職員に対し「働き方に関するアンケート」を行った。「削減して欲しい業務内容」は、中学校では部活動が多く上がった。小学校では水泳大会や陸上の放課後練習が多く上がった。放課後練習による教員の負担など教員の教育課程外における活動に、教員の負担が増加することがないように働き方改革を2年前から協議会や校長会で検討を進めてきた。

学習指導要領では、5・6年の水泳は、クロール、平泳ぎ及び安全確保につながる運動の3つで構成されている。背泳ぎやバタフライについては明記されていない。児童が一律にスピードを競うことも明記されていない。中部水泳大会自体が教育課程外にあると捉えている。水泳大会は、県民スポレク際、市民体育大会などがある。陸上競技大会は、倉吉市内の4年生以上が全員参加する児童体育祭がある。子ども達の協議参加の機会は確保されていると捉えている。今後も学習指導要領に基づいた教育課程に沿って保健体育、スポーツにかかる指導を各区実に進めていきたいと考えている。

倉吉市安全推進協議会では、教職員の時間外勤務や各種大会参加や練習だけでなく、学校施設の施設時間、中学校部活動の指導員や外部指導員の活用、長期休業日の学校閉校日の設定など働き方改革の推進のための協議を行っており、今後も継続したいと考えている。

市のホームページの教職員の働き方改革についてです。「このように進めています」と保護者を含め、多くの人にお知らせしたい趣旨。令和2年8月27日にアップし、令和4年6月38日に一部修正し

た。教職員の疲弊は子ども達のためにならない。働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職員人生を豊にすることで人間性や創造性を高め、子ども達に効果的な教育活動を行うことが出来る。これが働き方改革の目的。

藤井

概ね共感する。ただし、保護者も地域の方もこのことを十分理解されていない。「学校が働き方改革と言うことで、いろいろなことをカットしている。繋がりがなくなっている。」という声を聞く。内部で頑張っている、外部には理解されていない。しっかりと周知・理解を求めて欲しい。

教育長答弁

地域学校医院には少なくとも伝わっているが、より発信できるように工夫していきたい。中学校部活動のあり方について、周辺4町の教育長と1市4町で共通してどうしていくか検討している最中。早ければ本年度中に「こんな事を考えている」ということが報告できると思います。

問い③(藤井)

次に、倉吉市教育委員会学校教育課が6月に出された「河北中学校区小学校金管バンドクラブ」の案内文書があります。「部員募集！「金管バンドを存続させるためには、将来的にはスポーツ少年団のような社会教育への移行が必要です。」とあります。活動は土曜日午前を中心に週2回程度することになっていて、運営主体は保護者会ですが教員も交代で参加することになっています。教職員働き方改革とそぐわない気がします。

経過や今後の方向性について説明を加えてください。

答弁

金管バンドの運営は少しずつ保護者主体に移行しているところです。市内8つの小学校で実施しているが、活動日や活動時間は各校によって工夫している。中学校区での実施や地域・保護者主体の運営に移行していくことを進めている。例えば、西郷・河北・上北条小では合同実施に動いている。上小鴨小は、運営は保護者主体、教員は見守りをしている。慣れてくれば保護者主体にしていきたい。

以前教員が指導を行い、放課後、昼休憩、土曜日に練習を行っていた。教員の時間外での活動となり、負担も大きかった。地域・保護者主体の体制に少しずつ移行し、教員の負担軽減にもつながっている。金管バンドは、保護者から実施の要望は多くあり、実態に合わせて、保護者・地域主体の実施にスムーズに移行できるよう考えていきたい。

藤井

とにかく待たなし。子ども t のためにと頑張ってきたが、教員がパンクしてはだめ。子どもにとって教職は人気があっても、大学生には職業として人気が無い実態がある。そのための仕組みを作っていかなければならない。

(2) 教育施設長寿命化計画に関連して

次に、教育施設と教職員の働き方改革と関連して質問します。

問い④(藤井)

教育施設長寿命化計画について

平成31年3月議会「学校教育施設長寿命化計画」に関係して学校プールの活用についても質問をしました。教育長は答弁の中で、市営プールの活用や小・中学校でのプール共用にも触れられ、私も、経費、水泳指導の面でも市営のプールや民間のプールの活用は効果があるとして共通理解できました。

市営温水プールは、本年度ヒートポンプ取替工事で7700万円、来年度も取替工事で本年度以上の費用がかかると聞いています。

○学校のプールとパークスクエア温水プールに限ってでよいので、説明を加えてください。

答弁

学校の施設は建築から平均して、小学校で30年経過している。中学校は40年経過している。修繕費や維持経費が大きな課題となっている。事後保全から定期的な点検結果から損傷が軽微な早期段階から予防保全へと可能な限りしていきたい。

施設の長寿命化計画について。令和3年3月、教育施設長寿命化計画を作成した。学校のプールは、プール本体の老朽化が進み、今後10年間18校のプールを整備・維持するために5.2億円が必

要で大きな課題である。

市営温水プールは、設備は特殊なものが多く、建物は塩素や湿度の影響を多く受け、老朽化の進行が早い。長寿命化計画では、令和4年が検討時期となっている。ヒートポンプが法定耐用年数の15年を超えており、故障すれば長期間の休業も見込まれ、優先順位を変更して本年度計画をさせてもらった。来年度も残り2台のヒートポンプとプール等の屋根の防水もし、建物の長寿命化を図りたいと考えている。

問⑤(藤井)

施設の活用と教育活動について

朝日新聞の記事によると、公立学校の水泳授業を民間のスイミングスクールやクラブに委託する動きが千葉市や長野市等全国各地の自治体で進んでいます。

プール使用にあたっては念入りな清掃や維持管理が必要で、教員の多忙化につながっています。さらに、民間委託のメリットとして専門的な指導力を持つスタッフと学級担任等が協力することで学習成果も期待できます。

○水泳授業の民間委託やプール活用は、経費面や学習指導面でも有効だと考えます。水泳授業の取組や方向性について教えてください。

答弁

水泳指導のあり方です。例えば民間依頼はどうかということですが。実は、議員の仰る考え方は現在進めております。市営温水プール等を利用した水泳指導をまず検討しており、令和5年度からいくつかの学校をモデル校として、自校のプールを使わず、温水プールあるいは他の施設になるかもしれないが、そこで授業が出来るかどうかの試行をしていきたい。試行によって、授業時間の確保・移動に伴う児童生徒の負担、送迎料等の協力による学習成果や教職員が行っている濾過機の動作確認、薬剤散布等の維持管理等にかかる負担軽減についても検証していきたい。

藤井

全国的も民間依頼は進んでいる。倉吉でも来年度からモデル校として行われているということで、解決すべき移動手段とかいろいろ

ろあろうが、是非進めていただき、働き方改革にもつなげていただきたい。

* **問⑥** (4) 通学路の安全確保については時間の関係でカット。

2 共助のまちづくりについて

(1) 自治公民館加入促進条例後の状況

問⑦(藤井)

倉吉市自治公民館への加入及び参加を促進する条例

「倉吉市自治公民館への加入及び参加を促進する条例」が制定され5ヶ月が過ぎました。4点お伺いします。

- ①自治公民館加入促進のための新しいチラシを作成されたが、チラシで強調したことと、期待する効果についてお尋ねします。
- ②加入促進にあたって市として事業者や住宅関連事業者に対してどのような働きかけを行っていますか。
- ③「市は職員の自治公民館活動への加入に配慮しなければならない」こととなっていますが、どのような働きかけをおこなっているのか。また、職員の自治公民館への加入状況はどうなっているのかお尋ねします。
- ④自治公民館未加入世帯への市報等の自治公民館を通じての配布が昨年の途中から始まりましたが、その実績と効果についてお尋ねします。

市長答弁

- ①実地公民館の活動内容、加入のメリットを加えて、加入促進条例の制定を機に、加入が一層推進されるような情報提供を含めつくった。
- ②倉吉商工会議所だより6月号で会員の皆様に市内在住の方の加入への配慮や防災活動等地域の活動に協力いただくよう周知していただいた。
- ③就任式で「コミュニティの推進、維持、運営に積極的に参加してください」と訓示した。今年10、11月に職員研修を予定してい

るが、その中でも地域活動の必要性だとか、職員として地域との関わり方についても研修をしていきたい。また、その中でアンケート等を実施して、加入状況等を把握してみたい。出来れば100%加入を目指して、加入を徹底させたいと思っている。今年度というわけにはいかないが、市職員の基本的な事項として、人事評価の項目として自治公民館活動だけではないが、ボランティア活動とか市の職員として地域活動に、しっかりと取り組むことについて報告して、把握する機会をつくってはどうかと検討させたいと思っている。

④4月末現在、93自治公、新規に141世帯に配布していただいている。

藤井

自治公民館活動は、強制することではないが、職員としても人事評価ということをいわれたが、これはプラス要素だと捉え、是非とも職員も地元の住民として地元に関わって欲しい。

これまでも補助金等様々な支援がありましたが、要望していた小型除雪機の購入金補助が6月補正肉付け予算で実現しました。

自治公民館活動は、「地域における身近な問題（防災、ごみ、除雪、住民の高齢化、交流、担い手の育成など）課題が沢山あります。その中から、今回は防災、特に避難行動を中心に質問します。

（2）地域防災に関連して

問い⑧(藤井)

水害・地震等災害と公助の役割

倉吉市でも防災に関わり、避難行動にあたって全般的には防災安全課、高齢者に関しては長寿社会課、障害をお持ちの方には福祉課が中心となっています。自主防災組織（自治公民館）で地域支え愛マップを作成する時には、福祉課・市社会福祉協議会・防災センターの職員に協力していただきました。2点お伺いします。

①災害発生時の避難行動に関して、市役所内での連携はどのようになっているのですか。定期的な会合などは開催していますか。

②自主防災組織における地域支え愛マップ作成状況を教えてください。また、「地域支え愛マップ」と「防災マップ」の違いについても教えてください。

市長答弁

①避難についてです。倉吉市地域防災計画に基づいて、災害対策本部を中心に一般の避難支援班、援護班等が運営している。役割分担がはっきりしており、それによって各部署が役割をきちっと果たすことになる。

平時は各所管課が業務の一環として避難行動要支援者に対する避難支援プランや名簿の作成について、各課が行っている。したがって、平時に定期的に情報交換する場は設けていない。

②防災マップは、土砂災害区域、降水時想定浸水などの災害リスクなど災害発生時には誰が後のような支援をするのかの情報を盛り込んでいる。

地域支え愛マップは、支援を必要とする人がどこに住んでいるかを明記している。

問い⑨(藤井)

地区コミュニティセンターと災害対応 についてです。

災害発生時は町内だけでなく隣町や地区の連携や協力が必要となります。地区公民館のコミュニティセンター化にともない、地域防災への関心も高まっています。例えば、上井地区では上井地区振興協議会に防災部会を発足させ、4月には清谷自主防災組織の活動報告、6月には倉吉消防署より講師を招聘して「自主防災活動について」研修をしました。8月には倉吉市防災センターでビデオ視聴や防災に関する説明・質疑等を行いました。お伺いします。

○市内各地区での防災に関する取組状況や参考になる事例があれば教えてください。

市長答弁

関金地区では地区全体での避難訓練が行われました。防災無線の屋外拡声器、戸別受信機を使って避難情報の伝達を行ったり、各集落の一時避難所への避難、対策本部への避難者数の報告等を品りをつくって行った。上灘地区では、防災安全課職員を招いて、避難に対する研修を行った。明倫地区では、地区の防災士がリーダーとなって防災訓練の準備をしている。

各地区によって温度差はあるが、災害発生時には犠牲者を出さな

いまちづくりに取り組んでいきたい。

問⑩(藤井)

避難行動要支援者と自主防災組織 についてです。2点お伺いします。

①倉吉市避難行動要支援者名簿の提供は申請に基づいて自主防災組織等に提供されることとなっていますが、自主防災組織への情報提供状況を教えてください。

②市内に避難行動要支援者はどの位おられ、そのうち情報提供に同意されていない方の割合とその理由がわかれば教えてください。

答弁

①申請状況です。情報提供の依頼に基づいて情報を提供している。令和1年度から20団体に対し計22回提供している。

②8月30日時点で、5629名、内訳は高齢者が3488人、障害者2141人。情報提供に同意されていない人は2445人で全体の43%。理由は、プライバシーに勧奨して欲しくない。病気のことは家族にもない署しているなど。

問⑩

○令和元年11月13日付の『「避難行動要支援者名簿」の作成及び名簿情報の平常時からの提供の促進等について』（内閣府、消防庁）

2「平常時における名簿情報の提供の促進等」によると、

「災害時に円滑かつ迅速に避難支援等を行うためには、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時から・・・自主防災組織をはじめとする避難支援等関係者に名簿情報を提供しておくことが重要である・・・」とあり、

また、「倉吉市避難行動要支援者名簿登録要綱」第3条3項には、避難支援者等関係者は、平素から登録者の状況の把握や支援者の確保、避難訓練など必要な体制の構築に努める」とあります。

自主防災組織での地域支え愛マップづくりや町内での福祉懇談会等で「支援行動要支援者」の避難行動や平常時の見守り活動等で行政による情報提供や連携がもっと必要だと考えますがどうでしょうか。

○情報提供にあたって、平常時の名簿提供を条例で規定している例（愛媛県八幡浜市、山形県遊佐町等）や本人からの拒否の意思確認

がない限り、平常時から自主防災組織等に提供（逆手上げ方式）をとる例（三重県津市、兵庫県明石市、広島県三次市等）があります。
このような事例を含めて避難行動要支援者名簿作成や情報提供のあり方について研究されていますか。

市長答弁

情報の提供についての考え方です。個人情報条例で規定している例、災害対策基本法の規定、但し書きで、市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて。「本人に同意が得られない場合は、その限りではない」ということで、その条例規定を設けて情報をとると言う市町村あると言うことだと思ふ。今後も条例による規定を持って情報提供をすべきという意見も合うし、一方個人情報の提供に対し慎重な対応を求められる。支え合いマップの取組や情報提供の方法の周知に努めて、今後の取組を検討していきたい。

藤井

どのような方法が良いのか、一緒になって研究していきましょう